

入会金及び会費に関する規程

(2018年7月30日 制 定)

(2019年3月29日 一部改正)

(2020年4月30日 一部改正)

(2024年10月25日 一部改正)

(2026年5月22日 一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第11条の規定に基づき、協会の業務及び運営の財源に充てるための入会金及び会費、預託金の額並びにこれらの納入方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入会金

(入会金の額)

第2条 定款第11条第1項に定める入会金の額は、次のとおりとする。

- (1)事業会員 200万円
- (2)事業準備会員 200万円
- (3)賛助会員 無し

(会員でない会社と会員の合併等による入会金の取扱い)

第3条 会員でない会社が会員と合併等（合併、会社分割又は事業譲渡を総称していう。以下同じ。）を行った場合において、次の各号の一に該当するときは、入会金の納入は免除する。

- (1)会員でない会社が会員と合併し、新設された会社が会員となる場合
- (2)会員でない会社が会員と合併し、会員でない会社が存続会社として新たに会員となる場合
- (3)会員でない会社が会社分割又は事業譲渡により事業の承継又は譲渡を受け、会員でない会社が新たに会員となる場合（ただし、事業譲渡については当該事業譲渡を行った会員と新たに会員となる者が、人的かつ資本的継続性を有している場合に限る。）。

- 2 前項各号において、会員でない会社が会員と合併し、新設された会社が会員となる場合若しくは会員でない会社が存続会社として新たに会員となる場合、又は会員でない会社が会社分割又は事業譲渡により会員から事業の承継又は譲渡を受け、会員でない会社が新たに会員となる場合、新たに会員となる者は、第2条第1号と同条第2号の差額を入会金として納入する。

(入会金の納入)

第4条 入会金の納入義務の発生日は、理事会において入会の承認を受けた日とする。

- 2 入会金は、前項の理事会における入会承認の通知が入会申請者に到達した日から起算して1か月以内に、協会が指定する金融機関の協会口座への振込みにより納入するものとする。なお、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。

第3章 会費

(会費の額)

第5条 定款第11条第1項に定める会費は、一般会費（固定）及び一般会費（変動）とし、これら会費の詳細は本規程別紙のとおりとする。（納入義務の発生日）

第6条 一般会費（固定）の納入義務の発生日は、毎事業年度の4月1日とする。

- 2 一般会費（変動）の納入義務の発生日は、別途協会が通知した日とする。

(納入期限)

第7条 第5条に規定する会費の納入期限は、当該会費の納入義務の発生日から起算して1か月以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業年度途中で入会した会員の会費は、本規定第4条第1項の理事会における入会承認の通知が入会申請者に到達した日から起算して1か月以内とする。

(事業年度途中での会員の異動の場合の取扱い)

第8条 事業年度途中での入会、会員区分の変更があった場合の取扱いは、次による。

- (1)事業年度途中で入会した会員の会費は、入会の承認を受けた日の属する月に入会したものとした会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。
- (2)事業年度途中で会員区分に変更があった場合の会費は、変更のあった日の属する月に変更したものととしてそれぞれの会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。
- (3)事業会員から事業準備会員に変更になった場合の会費の差額は返還しない。

(納入の方法等)

第9条 会費は、協会が指定する金融機関の協会口座への振込みにより納入する。なお、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。

(その他)

第10条 定款第11条第2項に定める特別会費の額および納入、その他の必要事項はその都度、理事会において決定する。

第4章 預託金

(預託金の額)

第11条 定款第11条第4項に定める預託金の対象会員および預託金額は次の通りとする。

事業会員 300万円

(会員でない会社と会員の合併等による預託金の取扱い)

第12条 会員でない者が会員と合併等を行った場合において、会員の有する預託金の債権者たる地位を引継ぎ、会員でない者が会員となる場合には、当該新たに会員となる者が、会員が引き継いだ預託金を納付すべき前条の預託金の一部に充当するものとする。ただし、引き継いだ預託金の額が充当すべき預託金の額よりも大きい場合にはその差額を返還する。

(預託金の納入)

第13条 預託金の納入義務の発生日は、理事会において入会の承認を受けた日とする。

2 預託金は、前項の理事会における入会承認の通知が入会申請者に到達した日から起算して1か月以内に、協会が指定する金融機関の協会口座への振込みにより納入するものとする。なお、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。

3 前条に基づき新たな会員となる者が負う納入義務の発生日は合併の日又は営業譲渡を受けた日とし、納入義務の発生日から起算して1か月以内に納入するものとする。

(預託金の返還)

第14条 協会は会員が退会した場合には、退会日の属する日の翌月末に預託金を返還する。

2 協会は事業会員が他の会員種別に変更となった場合には、会員種別の属する日の翌月末に預託金を返還する。

附則

当規程は2018年8月1日より施行する。

附則(2019年3月29日 一部改正)

本改正は、2019年3月29日から施行する。

附則(2020年4月30日決議)

本改正は、2020年5月1日から施行する。

附則(2024年5月10日決議)

本改正は、2024年10月25日から施行する。

附則(2026年5月22日決議)

本改正は、2026年6月30日から施行する。

別紙

会費について

入会金及び会費に関する規定第5条に定める会費の額は次のとおりとする。

第1 一般会費（固定）

会員は、その会員区分及び業務種別ごとに以下の年会費を支払うものとする。

1 事業会員

業務種別	年会費
事業会員（資金移動）	7,200,000円
事業会員（暗号資産）（資金決済法第2条第15項に規定する暗号資産の管理のみを行うものを除く。）	9,600,000円
事業会員（暗号資産）のうち、資金決済法第2条第15項に規定する暗号資産の管理のみを行うもの	3,600,000円
事業会員（電子決済手段）	3,600,000円
事業会員（デリバティブ）	9,600,000円
事業会員（仲介）	1,000,000円

（注）事業会員が複数の業務種別を営む場合は、当該営む業務種別毎の年会費の合計額を支払うものとする。但し、（a）一の事業会員（仲介）が事業会員（電子決済手段仲介）及び事業会員（暗号資産仲介）を兼ねる場合は、両会員資格の会費として1,000,000円の年会費を支払えば足りるものとし、（b）一の事業会員が事業会員（暗号資産）（資金決済法第2条第15項に規定する暗号資産の管理のみを行うものを除く。）と事業会員（デリバティブ）を兼ねる場合は、両会員資格の会費として14,400,000円の年会費を支払えば足りるものとする。

2 事業準備会員

- （1）新規で事業準備会員として入会する場合の年会費は一律3,600,000円とする。
- （2）既存の事業会員が、他の業務種別に係る事業会員としての会員区分の追加又は変更を希望する場合は、協会への当該追加又は変更の申請時から当該他の業務種別に係る事業会員の資格を取得するまでの間は、上記（1）に規定する年会費が発生する。

3 賛助会員

賛助会員の年会費は一律1,000,000円とする。

第2 一般会費（変動）

第1に記載した一般会費（固定）として会員から徴求する会費の合計額が、社員総会において承認がなされた収支予算（補正後の予算を含む。）のうち特別会費に対応する予算を除いた金額に不足する場合、事業会員は、当該不足額のうち各会員の総合スコアに基づいて按分された金額として協会が通知した金額を支払うものとする。

（注）総合スコアは、大要、以下の計算式に基づき会員ごとに算出される値を指す。

（計算式） $(A + B + C) \div 100 \times D$

A： 営業収益指数

各会員の営業収益を相対的に10段階に変換して算出した値に70%を乗じたもの

B： 従業員数指数

各会員の従業員数を相対的に10段階に変換して算出した値に20%を乗じたもの

C： 自己資本指数

各会員の自己資本を相対的に10段階に変換して算出した値に10%を乗じたもの

D： 期間取引高指数

各会員の1年分の月次取引高から最高月及び最低月を除いた10か月の合計取引高を相対的に10段階に変換して算出した値

附則（2026年5月22日決議）

第1条 この規則は、2026年6月30日から施行する。

第2条 この規則の施行の日が属する事業年度において会員に対して請求する一般会費

（固定）及び一般会費（変動）は、前条に規定する施行の日に関わらず、本規程別紙により算出される金額の全部とし、月を単位とした月割計算は行わない。

- 2 この規則の施行の日が属する事業年度において会員に対して請求する一般会費（固定）の納入義務に関して、第6条第1項中「一般会費（固定）」とあるのは「一般会費（固定）（但し、既に会員が納入した会費相当額を除く。）」と、「毎事業年度4月1日」とあるのは「別途協会が通知した日」と読み替えるものとする。

以上